

○ 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か？

1 指導計画作成上の留意点

- (1) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるように工夫すること。
 - ・ 〔共通事項〕を表現及び鑑賞の各活動の中に位置付け、指導の関連を図るようにする。
- (2) 第2の第5学年及び第6学年の内容の「A表現」の指導に当たっては、学校や児童の実態等に応じて、合唱や合奏、重唱や重奏などの表現形態を選んで学習できるようにすること。
- (3) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
 - ・ 表現学習の目標や内容と関連させ、児童の発達の段階に即していずれの学年においても適切な指導を行うような指導計画を作成する。
- (4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。
 - ・ 育成を図る資質や能力を明らかにした上で、題材を選択する時期を他教科等の関連的な題材と時期を合わせる。
 - ・ 歌唱の表現活動において、生活科など他教科等で学習した内容を関連付ける。
- (5) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。
 - ・ 道德教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにする。

2 内容の取扱いと指導上の留意点

- (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽とかがわることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。
 - ・ 体を動かすこと自体をねらいとするのではなく、音楽を感じ取る趣旨を踏まえた体験活動であることに留意する。
- (2) 和音及び和声の指導については、合唱や合奏の活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようになるようにすること。また、長調及び短調の楽曲においては、I、IV、V及びV₇などの和音を中心に指導すること。
- (3) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。
 - イ 歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。
 - ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること。

- (4) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。
- ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、学校や児童の実態を考慮して選択すること。
 - イ 第1学年及び第2学年で取り上げる身近な楽器は、様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなどの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。
 - ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めてリコーダーや鍵盤楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。
 - エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。
- (5) 音楽づくりの指導については、次のとおり取り扱うこと。
- ア 音遊びや即興的な表現では、リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための様々な発想ができるように指導すること。
 - イ つくった音楽の記譜の仕方について、必要に応じて指導すること。
 - ウ 拍節的でないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。
- (6) 各学年の〔共通事項〕のイの「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」については、児童の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。
- ・ 現行より6種類増え、配当学年は示していないが、繰り返し指導していくようにし、6年間を通した継続的な指導計画に沿って学習を進める中で、音楽活動を通して徐々に身に付けていくようにする。